第四十二条第一項第六号	イからハまで	イ及びハ
［略］	［略］	［略］
第四十四条第一項第九号	イから二まで	イ及びハ
［略］	［略］	［略］
第五十八条第一項第六号	イからハまで	イ及びハ
［略］	［略］	［略］
第六十条第一項第十四号	イから二まで	イ及びハ
［略］	［略］	［略］
第六十条の二第一項第三号	イから二まで	イ及びハ
［略］	［略］	［略］
第七十二条第一項第三号	イからハまで	イ及びハ
［略］	［略］	［略］

［2　略］

（請求書等の確認）

第百七十四条　組合員、組合員であつた者又はその者の遺族がこの命令の規定により、組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。この項において同じ。）に対し次に掲げる書類を提出する場合は、所属機関の長（組合員であつた者又はその遺族については、当該組合員であつた者の退職又は死亡の時における所属機関の長）を経由して、組合に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、育児休業支援手当金、介護休業手当金又は育児時短勤務手当金の請求書

［四～六　略］

［2　略］

［同上］	イ及びロ	イ
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	イ及びロ	イ
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	イ及びロ	イ
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	イ及びロ	イ
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	イ及びロ	イ
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	イ及びロ	イ
［同上］	［同上］	［同上］

［2　同上］

（請求書等の確認）

第百七十四条　［同上］

［一・二　同上］

三　傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の請求書

［四～六　同上］

［2　同上］